告示

○国土交通省告示第七百四十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の規定に基づき、航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第千四百四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示	航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示
（航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロの国土交通大臣が告示で定める空域） **第一条**　航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロの国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。 名称：（略）／空域：（略）	航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。 名称：（略）／空域：（略）
（航空法施行規則第二百九条の四第一項第一号ロの国土交通大臣が告示で定める空域） **第二条**　航空法施行規則第二百九条の四第一項第一号ロの国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。 名称：岩国飛行場の周辺の空域／空域：次に掲げる平面の上空の空域 (1)　第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた岩国飛行場の標点（北緯三十四度八分四十二秒、東経百三十二度十四分四十九秒（標高三メートル）を含む水平面（以下「G平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方	（新設）